

平成29年度大学機関別認証評価の結果を受けて

平成30年3月27日

青森大学学長 崎谷康文

青森大学は、平成29年度、公益財団法人日本高等教育評価機構の機関別認証評価を受審した。機構における評価の結果、機構が定める大学評価基準に適合していると認定された。

一 総評においては、

「基準1. 使命・目的等」について、

特に、学長の強いリーダーシップにより「青森大学ルネッサンス」が提唱され、「青森大学基礎スタンダード」による具体的な授業科目の実践を通して教育の個性や特色を打出しながら、地域に貢献できる人材育成に尽力している姿は特筆に価する。

「基準2. 学習と教授」について、

教育課程は個々の学生の学ぶ力や対人関係を築く力などを育成しながら、地域とのつながりを促進する仕組みが丁寧に施されており、特に、**PBL(ProblemBasedLearning)**や地域貢献の科目を通じた学修は、しっかりとキャリアに結び付く学びになっている。

単位認定や卒業判定等は厳格に行われ、学生の学びの質を保証する一方、教員の教育活動に関する評価や改善についても組織的に行われており、客観的にその質を管理できる体制になっている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

大学は学長が主宰する「部長会」を置き運営上の指導や情報共有を行うとともに、「教学改革タスクフォース」を設置し、教学改革のPDCAサイクルを確立している。また、学長補佐体制も整備し、学長のリーダーシップが担保される体制が整えられている。

「基準4. 自己点検・評価」について、

総じて、大学はその地域性に鑑み、地域に必要とされる人材及び地域の活性化につながるような人材を育成するため、さまざまな取組みや仕組みを通して教育研究事業を展開すると同時に、大学としての質の向上を常に意識し、教育や研究の内容について継続的な改革、改善を行い、地域における個性的な大学として、その存在を確立している。

などの記載があり、本学が進めてきた改革が高く評価されている。

二 基準ごとの評価においては、

それぞれの基準ごとに、評価結果、理由、優れた点、改善を要する点などが記載

されている。

「優れた点」は、次のとおりである。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

○「青森大学ルネッサンス」を提唱し、学生に身に付けてほしい「3つの力」を具体的に示すとともに、「青森大学基礎スタンダード科目」の設定によって基礎・教養教育の再構築を実現し、特色のある教育を展開していることは高く評価できる。

○「地域貢献基礎演習」「地域貢献演習」等、地域に貢献できる大学として、具体的かつ重要な科目を設置し、地域と密着した教育を行っていることは高く評価できる。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

○学長が統括する「教学改革タスクフォース」の設置と運営によって、大学の教育における継続的な改革を実行していることは高く評価できる。

4-2 自己点検・評価の誠実性

○大学独自の「自己点検・評価シート」を作成し、報告と報告事項に関するエビデンスを併記するようになっていることは高く評価できる。

「改善を要する点」は、次のとおりである。

2-1 学生の受入れ

○薬学部薬学科の収容定員充足率は、0.7倍未満であるため改善を要する。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

○大学学則第53条第3項(3)「第二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」について、明確には定められておらず、周知されていない点は改善を要する。

(改善を要する点の指摘についての青森大学の見解)

1 薬学部薬学科の収容定員充足率の改善についての指摘を受け、青森大学は、青森県が深刻な薬剤師不足の状況にあること、短命県青森の医療の改善のために薬剤師の果たす役割が重要であること等にかんがみ、教育研究の一層の充実を図り、青森大学薬学部の魅力を高め、定員充足率の改善が図れるよう、引き続き努力していく考えである。

2 大学学則第53条第3項(3)に基づく、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものについての指摘は、学長の定めが制定されていないことを以って不適切とするものであり、形式的、機械的な判断に過ぎないものであるから、青森大学としては、改善を要する点とは考えていない。なお、本学の見解は、評価機構に丁寧に説明している。(別添参照)

基準項目 3-3 の「改善を要する点」についての青森大学の見解

基準項目 3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップにおいて、

【評価結果】 基準項目 3-3 を満たしている。とされている。しかしながら、

【改善を要する点】 ○大学学則第 53 条第 3 項(3)「第二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」について、明確には定められておらず、周知されていない点は改善を要する。とあり、また、【理由】において、「規定上に一部不備が見受けられるものの、」とある。

これらについて、青森大学からの削除の要請にもかかわらず、「理由」の記述は変わらず、「改善を要する点」があると指摘されている。

青森大学としては、指摘されたことについて、以下に述べるとおり、「改善を要する点」に該当しない、不適切なものとする。

1 青森大学の学則第 53 条第 3 項(3)が定める学則に基づく学長の定めが制定されていない時期があったこと自体について不適正とは考えられず、「改善を要する点」があるとの指摘については納得できるものではない。また、「周知されていない」との指摘については、学則の規定及びその運用については、教職員に適切に周知を図ってきており、問題があるものとは考えていない。

評価報告書における日本高等教育評価機構が示す見解は、機械的、形式的な判断であり、独自の見解ともいえるべき、理解しがたいものであり、青森大学としては、「改善を要する点」があるとは認められない。

2 問題とされているのは、学長が決定することに関し、教授会が意見を述べる機会を確保して、学長のリーダーシップと教員のボトムアップの議論の調和を図ろうとすることについての規定の在り方や運用についてである。したがって、これに関する規程の実際の運用を含めて実質的な評価がなされるべきものである。

3 青森大学では、学則第 53 条第 3 項において、「教授会は、学長が当該学部に係わる次の事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」と定め、第 4 項において、「教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下、この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。」と定められている。

この青森大学の規定は、学校教育法第 93 条の規定を踏まえて整備したものである。

4 教授会が意見を述べる機会について、①学士の入学、卒業及び課程の終了と学位の授与は学則に明記し、②教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものについて学長が定める時には、その定めるものについて教授会は意見を述べることを加え、さらに、③学長が必要に応じ教授会の意見を求めることができることを明確にしている。

②については、学則を整備した時点から、どのような定めにするべきか検討を進めてきており、その検討に基づき、その後、青森大学は、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものに係る定めを制定し、（１）卒業認定・学位授与の方針の改訂（２）教育課程編成・実施の方針の改訂（３）入学者受入れの方針の改訂については、学長は、決定を行うに当たり、当該教授会の意見を聴くものとしている。学長の定めが定められるまでの期間があることは、規程の定め方からも容認されるものであり、何ら問題はない。

この定めを制定するまでの間において、これら３つの方針を改訂するに際し、学長ガバナンスと教職員のボトムアップの調和を図ることを考慮し、学長は、学則第５３条第４項に基づき、各学部教授会の意見を聴く手続きを取った。このような過程を経て、学則第５３条第３項第３号に基づく学長の定めを整えたことは、合理的であり、問題とされることはないと考えられる。

5 評価機構の判断は、要するに、審査の時点で学長の定めがなかったことを指摘するものであり、このような機械的、形式的な判断による評価がなされることは、認証評価は大学の教育研究活動等の質の改善のため、定量的な指標のみならず、活動内容に対する定性的な評価を重視するという、評価機構の基本的な方針にも反するものと考えられる。

以上のことから、青森大学は、「規定上に一部不備が見受けられる」とされ、また、学則第５３条第３項（３）に関し「改善を要する点」があると指摘されていることについては、関連する学則の運用に関し学長ガバナンスと教職員のボトムアップの調和を適切に図ってきたことにかんがみ、受け入れることは困難である。